

2019年5月10日

第12次中期経営計画について

当社は、2019年度を初年度とする3ヶ年の第12次中期経営計画（2019年4月～2022年3月）を策定いたしましたのでお知らせいたします。

第10次中期経営計画（2013年4月～2016年3月）では、「Challenge the Innovation for 70th（創立70周年を展望した変革への挑戦）」というビジョンを掲げ、営業利益10億円を安定的に確保する体質の早期構築を目指しました。

第11次中期経営計画（2016年4月～2019年3月）では、「安定的成長（ROEの安定的向上）を支える確固たる事業基盤の構築」というビジョンを掲げ、中期経営計画最終年度の営業利益23億円を目指すことを目標として、各施策を遂行して参りました。

この度策定した中期経営計画は、過去6年間の成果及び課題を踏まえ、次の段階として、信頼と企業ブランドの確立を目指し、選ばれる会社となることを目標として、そのために必要な施策を推進していくものです。また、計数目標につきましては、営業利益23億円を目指すこととしております。

以上



株式会社 サンテック

総合設備工事のリーディングカンパニー

第12次中期経営計画について

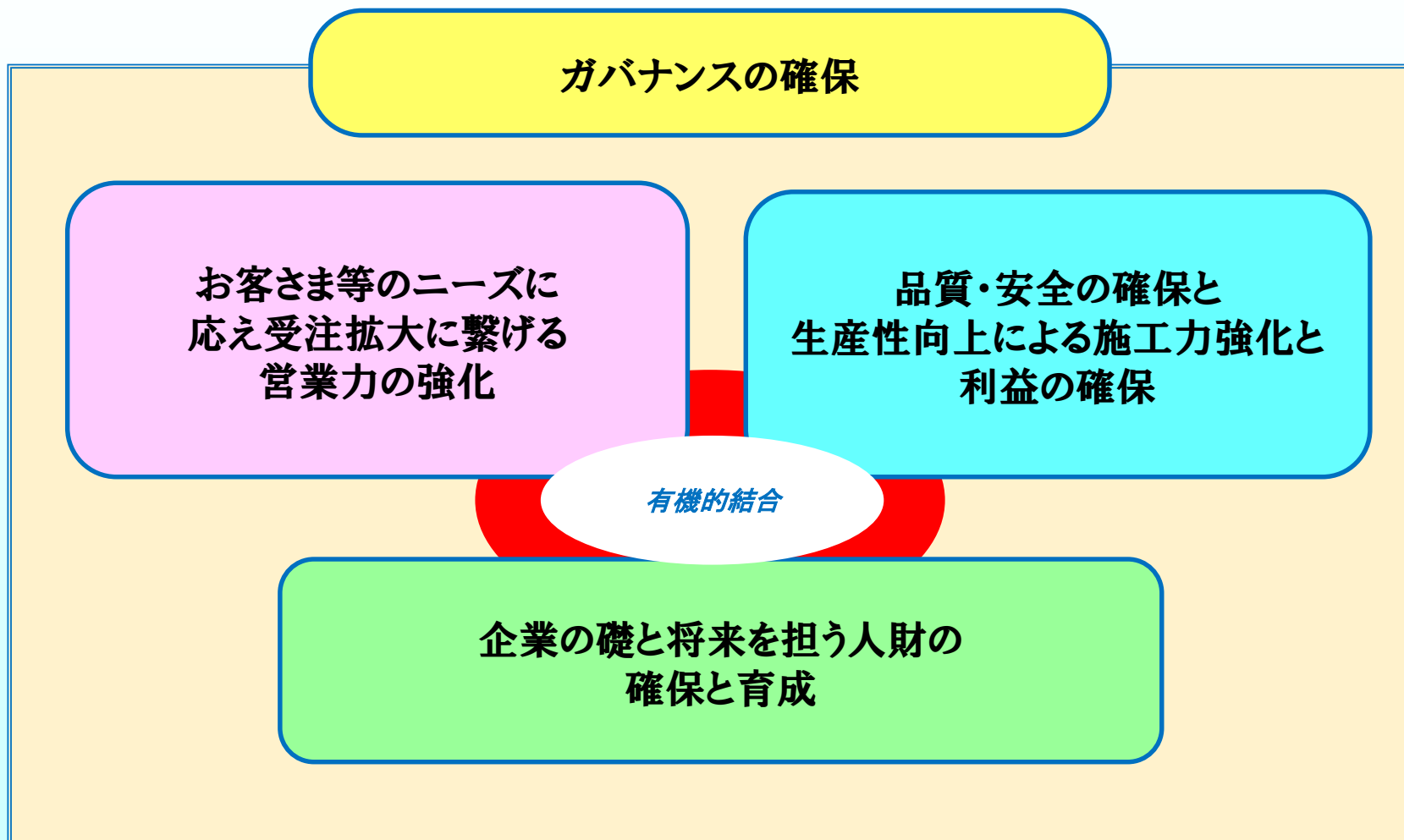
(2019年4月～2022年3月)

2019年5月10日

株式会社サンテック (東証2部 1960)

～信頼と企業ブランドの確立
(Next Stage)を目指し、
選ばれる会社への挑戦～

【計数目標】:営業利益23億円を目指す



【資本政策の基本的方針】

- 第12次中期経営計画の目標達成に向けて、体制整備・生産性向上・人財育成などの各施策を推進するために必要な投資を、積極的に実施していく。
- 第12次中計期間においては、上記の成長投資を踏まえた適切な株主還元を行う。

お客さま等のニーズに応え受注拡大に繋げる営業力の強化

施策項目	取り組み内容
顧客ニーズに適応できる全社的な営業力強化	概算見積り、設計協力に係る体制の拡充を図り、受注力を強化する。
	発送電分離を見据えて、電力会社毎の対応方針・施策に則った業務運営を行う。
価格競争力の向上に向けた取組み	国内・海外における調達機能の再構築(集約化)を行い、調達力の強化を図る。
営業に係る範囲、接点の拡大等を通じた情報収集の強化	営業エリア及び顧客接点拡大と情報収集力の強化により、効果的な営業活動を実践する。

品質・安全の確保と生産性向上による施工力強化と利益の確保

項目	具体的内容
施工に係る品質と安全の確保	施工に係る品質及び安全に係る体制の拡充と教育の徹底、及び現場チェックの強化等を行い、品質・安全の確保、向上を図る。
協力業者の開拓と協力業者との協働体制強化	営業部門のネットワークも活用した協力業者の開拓、協力業者への人材育成支援等により協力業者との協働体制の強化を図る。
空調管工事に係る施工力の強化	武蔵野工業との連携推進、国内・海外の空調管工事に係る体制強化により、空調管工事分野について、量・質両面での強化を図る。
収益性・生産性向上に向けた業務改善	現場代人業務における共通業務の集約化、ITソフト・IOTの活用、文書フォーマットの統一化等により、現場代人業務の業務改善を図り、効率性及び生産性を向上させる。
	現場等で発生した問題への迅速かつ的確な対応により、リスク管理の向上に繋げる。
	次期基幹システムを計画どおり稼働させ、経営管理の拡充と業務の効率化を図る。

企業の礎と将来を担う人財の確保と育成

項目	具体的内容
人材採用及び育成に係る体制・方法等の再構築とそのための要員補強	採用強化に向け、人材採用(新卒、中途)の対象範囲、採用に係る体制・手法等の再構築を図る。
	若手社員の早期戦力化、プラント工事に係る代人育成、現場代人の技能確認制度、管理者研修カリキュラム見直しなどにより、人財育成の強化を図る。
	海外要員(日本人、ローカルスタッフ)育成に係る仕組みを構築する。
職場改善、社員モチベーション向上	職場環境の改善、長時間労働の是正を推進するとともに、若手社員の離職防止を図る。
	海外要員の拡充と人財の多能化を図る。
	職場改善に加え、社員モチベーション向上に係る取り組みを推進する。
	有能な高齢者の確保および活用に向けた環境の整備を行う。

ガバナンスの確保

項目	具体的内容
コンプライアンスの遵守	各種関連法令に対する知識・意識の向上に係る教育の継続的实施とコンプライアンスの遵守の徹底を図る。
工事リスク管理強化	工事リスク管理マニュアル等の定着化により、工事リスクの的確な把握とリスク管理の強化を図る。
資本コストを意識した資産効率向上への取組み	保有不動産、政策投資株式に係る方針を明確化し、資産効率向上を図る。
将来的な資本政策への対応の検討	個人安定株主や外国人投資家に向けたIRの検討